

令和6年度補正予算の概要

動物衛生課

令和6年11月

農林水産省

<対策のポイント>

畜産振興、畜産物の安定供給等を図るため、家畜伝染病の発生等に関し緊急に対応が必要なものについて、**家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性** 疾病等の発生予防及びまん延防止対策の徹底や、**獣医療提供体制の強化に対する対策**に取り組みます。

<事業目標>

家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止等による畜産業の生産基盤強化

<事業の内容>

- 1. 地域における家畜防疫体制の強化** 248百万円
 - 国内線空港等における消毒など、地域の旅行者等の特色に応じた**消毒対策**の強化に対する支援を行います。
 - 野生動物対策として、特に九州地方の豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランス強化、ジビエ処理施設の車両消毒設備導入、また県での検査体制強化の支援をします。
 - 地域の獣医療体制を整備するため、デジタル技術を活用した**場所を選ばない迅速な診断**を可能とする**産業動物遠隔診療**を支援します。
- 2. 農場における家畜防疫対策の緊急強化** 143百万円

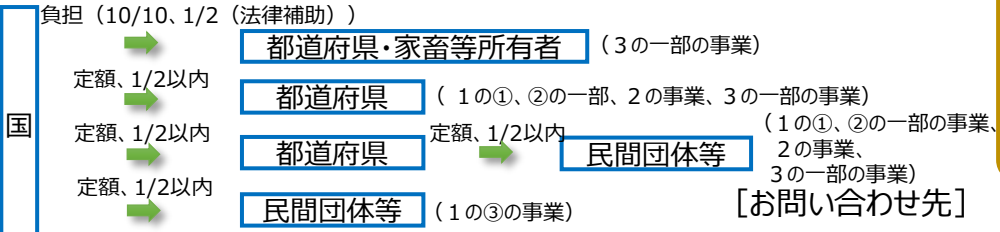
養豚場への豚熱、アフリカ豚熱の侵入を防止するため、野生動物や雨水の侵入防止効果が高い「壁」の整備を支援します。
- 3. 迅速かつ的確なまん延防止措置** 8,211百万円

うち、家畜伝染病予防費 7,900百万円

家畜伝染病等が発生した際に、迅速かつ的確にまん延防止措置を講ずるための費用を措置するほか、野生動物におけるアフリカ豚熱発生や、牛における鳥インフルエンザ感染やランピースキン病のまん延防止のための取組を推進します。
- 4. 水際対策の強化** 455百万円

動物検疫所における輸入検査体制の維持・水際検疫の強化を図るため、**旅客の携帯する靴や自転車等車両の消毒強化、検査機器等の整備**を推進します。

<事業の流れ>



※ 3の一部、4の事業については直轄で実施

<事業イメージ>

1. 地域における家畜防疫体制の緊急強化

国内線空港等における消毒対策



(写真(は国際線))

産業動物遠隔診療のイメージ



時間・距離・人的資源の制約緩和

3. 迅速かつ的確なまん延防止措置

家畜伝染病予防費

家畜伝染病予防費負担金	患者処理手当等交付金
-------------	------------

モニタリング検査、農場の立入検査、豚熱ワクチン接種、飼養衛生管理指導等に要する経費	発生状況確認のための検査、家畜等の移動・搬出制限、患者・疑似患者の焼埋却、消毒ポイントの設置等に要する経費	患者・疑似患者の焼埋却に要する経費、患者・疑似患者の手当金、予防殺した指定家畜の生産に要した費用
---	---	--

発生予防 まん延防止

ASF発生時の死亡イノシシ防疫措置例



【必要な資材】
 ・簡易電気柵
 ・生分解性シート
 ・フェンス 等

2. 農場における家畜防疫対策の緊急強化

野生動物侵入防止壁



4. 水際対策の更なる強化

港における自転車消毒



(1の③の事業以外) 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)

(1の③の事業) 畜水産安全管理課 (03-6744-2103)

<対策のポイント>

畜産農場における飼養衛生管理水準を向上し、安全な国産畜産物の安定供給及び生産性向上を実現するため、飼養衛生管理基準の遵守状況、生産資材の使用状況等の情報について、関係者間でタイムリーな共有、分析結果の活用等を行うシステムを段階的に構築します。

<事業目標>

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムを段階的に開発

<事業の内容>

飼養衛生管理情報通信整備事業

畜産現場を取り巻く環境は、家畜疾病の発生、抗菌剤の不適切な使用等の課題が山積しており、現場からは、飼養衛生管理の向上に資する科学的エビデンスとなる情報の共有・利活用、指導の充実等を求める声が挙がっています。このため、デジタル技術を活用した効率的な業務や飼養衛生管理等に関する情報のタイムリーな共有・活用に資するシステムを段階的に構築します。

1. 家畜疾病サーベイランス報告情報システム開発

令和6年度に要件定義を実施した家畜疾病サーベイランス報告情報を関係者間で共有・活用するシステム開発を実施します。

2. 事務処理改善等システム改修

令和6年度までに開発した飼養衛生管理情報、防疫措置情報等の画面、帳票等の変更に伴う事務処理改善等に必要な改修を実施します。

3. eMAFF（農林水産省共通申請サービス）改善に伴うシステム改修

eMAFF改善に伴うデータ基盤、申請機能等のアドオン開発機能の改修、データ移行等を実施します。

<事業イメージ>

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等情報をタイムリーに共有、活用するシステムを段階的に構築



- フードチェーンにわたる業務改善や利便性向上を推進
- 輸出時の基礎データとしても活用

生産
↓
食肉
処理
↓
消費
(輸出)

- ① 蓄積データの活用による慢性疾病の削減、農場経営の改善 【生産者】
 - ② 家畜衛生関連情報の伝達、管理に係る業務負荷の軽減 【獣医師(畜産行政)】
 - ③ 情報共有及び指導の効率化による飼養衛生管理の向上 【獣医師(畜産行政、家畜診療)】
 - ④ 薬剤耐性(AMR)対策の推進、動物用医薬品の適正使用 【関係者全体】
 - ⑤ 各国の基準に適応した畜産物の生産による輸出促進 【生産者】
 - ⑥ 家畜疾病に係る検査結果等の改善による廃棄の減少 【獣医師(公衆衛生行政)】
 - ⑦ 飼養衛生管理向上による安全な畜産物供給 【消費者】
- ◆ 重大疾病・事故発生時の迅速な対応 【関係者全体】

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

消費・安全局食品安全政策課 (03-5512-2292)
 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)
 消費・安全局動物衛生課 (03-6744-7144)